

薬剤師（育児休業代替職員）労働者派遣仕様書

1 派遣労働者の就業場所

山形県鶴岡市北茅原町 13 番 1 号

薬剤師：山形県立こころの医療センター内 薬局

2 労働者派遣の期間、人数及び休日等

（１）派遣の期間 契約締結の日～令和 9 年 3 月 31 日

（２）派遣人数 1 人

（３）休日等 週休 2 日制の勤務とする。

3 派遣労働者が従事する業務の内容

1) 診療部薬剤科薬剤師業務全般

- ・調剤業務：処方箋調剤（入院、退院、定期、外来処方麻薬を含む）
- ・注射薬調剤（麻薬を含む）
- ・疑義照会
- ・外来窓口業務対応
- ・持参薬登録業務

4 派遣労働者を直接指揮命令する者

薬局長 ○○ ○○

5 派遣就業の開始及び終了の時刻

業務時間は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分とし、休憩時間は 12 時 30 分から 13 時 30 分までの 60 分とする。ただし、休憩の時間帯については業務の都合上変更することがある。

労働時間が時間外（17 時 15 分から 22 時）の時間帯にあっては、時給の 25%を増額する。

6 被服貸与

業務に必要な被服等は、発注者側において準備する。

7 資格要件：

- 1) 薬剤師法に基づく薬剤師免許を有する者であること。
- 2) 心身共に健全で協調性に富み、医療機関に働く者としての心得のある者。
- 3) 受注者側で接遇の研修を受講していること。